平成30年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会　特別部会　議事概要

■日　時　　平成30年６月26日（火）午後４時～５時20分

■場　所　　日本赤十字社　大阪府支部　４０１会議室

■出席者　　大西委員、角野委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員　（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成30年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日ご出席の委員は５名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。

部会長　　それでは、議題に入らせていただきます。まずは、児童ポルノ禁止法の概要と問題点や自画撮り規制の問題点等をまとめましたので、説明したいと思います。

　※スクリーンに説明資料を投影しながら説明（内容については、資料１のとおり）

部会長　　委員のみなさまから、何かご意見、ご質問等はありますか。

自画撮り要求といってもいろんなパターンがありますので、そのあたりを整理して、児童ポルノ禁止法が何を守ろうとしているのか、その保護法益を抜きにして議論できないと思っています。

それからもう一つは、児童ポルノを要求するというのが要件になっていますけれども、文字だけで「君の綺麗な写真を送って」とか、「君の水着姿を送って」と要求した場合は児童ポルノには該当しませんから抜け落ちます。そういうものをどうすればいいかという議論もあると思います。

委　員　　質問ですが、先ほどのご説明で大人対児童で共同正犯になったパターンがあるということですが、これは共同正犯として、送らせた方は有罪になっていると。被害者とされる少年については、犯罪少年として送致されているのか、それとも、ぐ犯として送致されているのか、どちらでしょうか。

部会長　　そのあたりはちょっと分からないですが、実際には処罰されていないと思います。私個人としては処罰をすべきではないと思っています。私の考えは、共同正犯だけれども子どもには可罰的責任が欠けるから、実際には処罰すべきではないというものです。ただ、法形態としては共同正犯になり得るのではないかと思います。

委　員　　そうなることで、被告人を罰する手段にしているという形ですね。

部会長　　子どもを犯罪に巻き込んでいるっていう形ですね。私は、一番悪質なケースはそれではないかと思います。脅したりする場合は純粋に子どもは被害者になりますけど、犯罪に引き込んでいる、巻き込んでいるという方が悪質性が高いと思います。

委 員　　 今日のお話を聞いて、改めて難しさを実感しました。

委　員　　児童ポルノ禁止法が個人的法益というのは通説でして、ただ副次的な効果として、児童を性の対象とする風潮も規制されるというものです。そこをどう考えていくかということになろうかと思います。

例えば子どもの方から威迫とか欺罔なしに任意で送ってきたという場合に、それを要求するっていうことはですね、社会的法益みたいな感じで考えれば、その可罰性というのはね、容易に理由付けは可能だと思います。

委　員　　東京都等の条例で、共同正犯型ですかね、好意を持って送らせたパターンは児童に性的画像を作らせるという意味では悪質だと思いますが、それについては、罰金の対象にはなっていないというところに違和感を持っていたのですが、先生のご説明を聞いて、法益が絡んでくるのだなということがよく分かりました。

委　員　　要件に威迫とか欺罔とかいうのがあるので、子どもの方から働きかけてきて、それに対してその要求にのって送らせたっていう場合ですよね。これ、自画撮り要求罪にはならないと思います。

委　員　　児童対児童、好意を持っている高校生同士がお互いに送っている場合も難しいですね。

委　員　　はい。実際には件数からいうと、そういう友達あるいは恋人同士のセクスティングで画像を交換されているケースが一番多いと思いますよ。

委　員　お話、ありがとうございました。自画撮り要求の話ですが、児童が働きかけているタイプと、欺罔・脅迫で要求する場合があるということですよね。児童ポルノ禁止法の観点からしますと、たしかにご指摘の問題があると思いますが、青少年条例の観点からいうと、画像が拡散してそれが本人の不利益になって健全育成が阻害されると、そういう観点がむしろ重要なのだろうと思います。

自画撮りで欺罔・脅迫で要求する行為を処罰するというのはそういう観点なのだと思いますが、他方で、自発的に援助交際などを持ち掛ける中で自発的に関与するというのは、確かに処罰対象になってないわけです。ただそれはパターナリスティックに、やっぱりそういうのもだめであるというふうにやっていく必要があるでしょう、ただそれは要求行為がないから処罰できないということだと思います。

先生が先ほど総会でおっしゃっていたことですが、警察庁が半期毎に公表している資料に近年、Twitterと実名を出すようになっています。児童が自分から持ちかけている場合は、多分フィルタリングでも防ぎようがなく、その要求行為を処罰することも対応できないので、可能性としてはサイバー補導を強化するとか、あとは何よりも媒介となっているTwitter等のSNS事業者に対策を求めるということが重要だと思います。これは別に荒唐無稽なことではなくて、LINEも含めて、これまで事業者は批判を受けてそれなりに自主規制の対策をされてきたのですからTwitterにも自主規制を促すことが必要だと思います。

ですので、仮に大阪府でもこの要求行為を処罰する規制を設けたとしても、被害児童数を減らすというのが究極の本来の目的だということであれば、そういう罰則を作って終わりというのではなくて、パッケージとして、欺罔や威迫といった類型ものは罰則で対応するとして、あとは児童が自分から持ち掛けるものについては別途の対応が必要であると。そういうことをちゃんと全体として言わないと、もう罰則ありきみたいな話になってしまうのではないかなと思います。たぶん東京都の審議会でも一応そういうこと言っていると思いますので、大阪府でも、そう考えていかないといけないと思います。

委　員　　そのあたりの議論というのがやっぱり必要だろうと私も思います。

委　員　総会資料１－２によると、児童ポルノ禁止法でも脅迫等の手段があった場合は、要求行

為に対しても規制があるように思いますが、ここは規制されていないのですか。

事務局　　児童ポルノ禁止法では規制されていません。児童ポルノの提供を脅迫等の手段を用いて求めれば、刑法の脅迫罪や強要罪の未遂に該当する場合があるということを示しています。

委　員　　製造罪は、相手が送れと要求する行為があって、それに対して児童が自分の裸を撮影してその画像を送る、これで既遂となるわけです。ですが、児童ポルノ禁止法では、送れと言っただけでは未遂ですから、未遂処罰の規定がないから処罰できないということになります。そこを、東京都と兵庫県は条例で処罰化したのです。ただし、すべての送れと要求する行為を対象にすると広がり過ぎるので、威迫とか欺罔とか困惑とかお金を渡す約束をするとか、そういう一定の限定をつけて送らせる行為を取り出して処罰化したということです。

委　員　　脅迫や欺罔などの判断基準のようなものはあるのでしょうか？

委　員　　それは少し不明確ですね。困惑という定義もかなり広くて、実際にあったケースでは、大人が中学生に対して「画像を送ってくれなかったら自殺する」と言ったケースもありました。

委　員　　求める行為を処罰するとありますが、それって被害がまだ出ていない状況を把握するって実際できるものなのですか？実効性はあるのですか？

委　員　　先日、東京都で摘発の第一号があったのですが、この場合でも実際に画像を送ってしまっているのです。でも、送った画像は児童ポルノには該当しなかったから、要求した行為だけを処罰したのです。実際、どうやって要求行為を見つけるのでしょうかね。実効性という面からは疑問があります。

委　員　　画像を送ってくれと要求された時点で相談する場合もあるのでしょうか。

委　員　　　それも要求されたものが児童ポルノかどうかという問題もあります。単なる水着の写真を送って欲しいと言われた場合はどうするか等。

委　員　　児童ポルノに限定してよいのかという観点も出てきますね。

委　員　　規制するとしても、構成要件が本当に難しい。だから国で、法律レベルで議論いただきたいと思いますね、条例ではその範疇を越えているのではないかと思います。

委　員　　ちなみに、大阪府内の自画撮り被害児童数は、人口から考えると相対的に少ないですよね。

事務局　　相対的にみると少ないですが、その理由までは分析できていません。

部会長　　　有難うございました。ほかに何かご質問等ございませんか。今回の出た論点を整理して、次回また審議をお願いしたいと思います。進行を事務局にお返しします。

事務局　　部会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成30年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。